

(安全・安心)

3. 安全で安心なまちづくり

- 3-1 防災対策・体制の推進
 - 3-1-1 防災意識の高揚
 - 3-1-2 防災施設の整備
 - 3-1-3 治山・治水対策の推進
 - 3-1-4 防災体制の充実

 - 3-2 消防力の強化
 - 3-2-1 消防体制の充実
 - 3-2-2 消防施設の整備
 - 3-2-3 火災予防活動の充実

 - 3-3 交通安全対策の推進
 - 3-3-1 交通安全意識の高揚
 - 3-3-2 交通安全環境の整備
 - 3-3-3 交通安全運動の推進

 - 3-4 防犯対策・体制の強化
 - 3-4-1 防犯意識の高揚
 - 3-4-2 防犯体制の充実
 - 3-4-3 防犯施設等の整備

 - 3-5 消費生活対策の充実
 - 3-5-1 消費相談体制の充実
 - 3-5-2 消費者の意識・知識の啓発
-

施策の名称

3-1

防災対策・体制の推進

現状と課題

近年、異常気象による自然災害が各地で頻発しています。また、社会・生活環境の変化により、大規模な火災や事故、さらには、テロや武力攻撃事態等の発生が憂慮されています。

本市においては、新たな「白河市」の枠組みでの「白河市地域防災計画」の統合・見直しを行ったほか、国民保護法に基づく「白河市の国民の保護に関する計画」を策定し、防災対策・体制の強化を推進しています。

しかし、平時の消防・防災体制の対応力を超える大規模災害等への対応には、住民自らの「自助」、地域の消防団や自主防災組織・民間事業所・関係団体などによる「共助」、行政や常備消防・警察・自衛隊など公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠です。

このため、市民の防災意識を高め、消防団や自主防災組織の育成・強化を図るとともに、防災拠点施設等の整備や治山・治水対策等を推進し、防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

取組みの方向と目指す姿

「公助」による防災対策の充実と併せ、市民自らが防災知識を身に付けて平時から災害に備えるよう防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成促進や育成強化に努め、自分の身は自分で守り、地域社会が助け合う体制づくりを推進します。

また、市民の生命、財産を台風や集中豪雨による水害や土砂崩れ等による災害から守るため、河川改修や急傾斜地対策など自然災害の発生に備え、治山・治水事業の推進に努めます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 自主防災組織数	43組織 (平成19年度)	45組織	自主防災組織の結成数
〔指標2〕 防災資機材交付組織数	10組織 (平成19年度)	12組織	自主防災組織に対する防災資機材の交付件数

※白河市地域防災計画……本市の災害対策の基本となるもので、災害に対する「基本方針」や平時の「予防計画」、発災時の「応急対策」、「復旧」などについて定めた計画

※白河市の国民の保護に関する計画……国民保護法に基づき、市民の「避難」と「救援」、「武力攻撃災害への対処」の3つの措置を柱として、武力攻撃事態等の発生に対する「基本方針」や平時の「備えや予防」、発災時の「対処」、「復旧」などについて定めた計画

※自主防災組織……町内会や企業などが主体となって防災活動のために結成される組織で、平時の「防災に関する啓発」や「防災訓練」、発災時の「初期消火」や「救助」などの活動を自発的に行う組織

施策を実現する手段（基本事業の構成）

3-1-1 防災意識の高揚

定期的に防災訓練を実施するとともに、広報紙の活用や出前講座の実施などにより、市民の防災に対する意識と知識を高めるように努めます。

（主な事務事業）

- 白河市総合防災訓練の実施
- 防災出前講座の実施

3-1-2 防災施設の整備

コミュニティ助成事業等の活用により、自主防災組織への防災資機材等の整備促進に努めます。

また、防災行政無線については、他の情報伝達媒体の普及などの状況を見定めながら、効率的な整備を進めます。

（主な事務事業）

- 自主防災組織育成助成事業
- 防災行政無線整備事業

3-1-3 治山・治水対策の推進

災害の未然防止と被害を最小限にとどめるため、崩壊の危険が予想される急傾斜地や河川の危険箇所を把握し、国・県との連携により、治山・治水対策の推進に努めます。

（主な事務事業）

- 治山・治水事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 河川改修事業
- 河川ハザードマップ作成事業

3-1-4 防災体制の充実

「白河市地域防災計画」及び「白河市の国民の保護に関する計画」の定期的な見直しを行うとともに、社会・生活環境の変化に対応した防災体制の充実を図ります。

また、災害協定団体や関係機関との連携を図り、災害応急対策の円滑化に努めます。

（主な事務事業）

- 地域防災計画策定事業
- 国民保護計画策定事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割） —

＜市民の役割＞

- 自分の身は自分で守るという意識を持って、防災に関する知識を高め実践するとともに、地域での協力体制の確立に努めます。
- 自主防災組織の結成や参加に努め、防災活動に積極的に取り組みます。

＜市の役割＞

- 国・県、関係機関と連携しながら、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、被害の軽減に努めます。
- 防災拠点施設等の整備・充実のほか、防災情報の伝達や被災者対策への迅速な対応に努めます。



施策の名称

3-2

消防力の強化

現状と課題

本市の消防体制は、白河市・西白河郡・東白川郡の1市4町4村により構成されている「白河地方広域市町村圏消防本部（常備消防）」と「白河市消防団（非常備消防）」から組織されています。

特に、消防団については、少子・高齢化の進行、社会・生活環境の変化、被雇用者団員の割合増加などを背景に、活動可能な団員の確保が大きな課題となっており、国においては消防団員の増員確保の取組みを積極的に展開しています。

このため、本市においても実際に活動可能な消防団員の確保に努めるなど消防体制の充実を図るとともに、老朽化した装備や施設を計画的に整備し、人員・機械・施設などの効率的な配備・運用を図る必要があります。

また、常備消防との連携はもとより、自衛消防隊や女性消防クラブなどの自主防災組織の育成強化を図りながら、地域ぐるみで防火意識の高揚と火災予防の啓発に努める必要があります。

取組みの方向と目指す姿

消防施設等の計画的な整備を図るとともに、広報紙や消防行事などを通して市民の防火に対する意識の高揚や知識の普及・啓発に努め、火災や救助の出動件数の軽減に努めます。

また、広く市民や企業に消防団活動に対する理解を求め、団員の確保や活動しやすい環境づくりを推進するとともに、自主防災組織の育成強化や火災予防活動等の支援に努めます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 火災発生件数	48件 (平成19年)	45件以下	市内の年間の火災発生件数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

3-2-1 消防体制の充実

広報紙や消防行事等の機会を活用して、消防団に対する市民や企業などの理解を深めていただき、消防団に入団しやすく、活動しやすい環境を醸成します。

また、市民の安全・安心を確保する観点から、白河地方広域市町村圏消防本部との連携を図り、消防力の向上に努めます。

（主な事務事業）

- 消防団活動のPR
- 消防団員の福利厚生事業
- 消防団行事の実施

3-2-2 消防施設の整備

老朽化した消防施設（屯所等）及び機械（消防車両・消防ポンプ等）について、計画的な整備に努めます。

また、消防水利（消火栓）の設置と適正配置に努めます。

（主な事務事業）

- 消防屯所改築事業
- 消防車両・消防ポンプ購入事業
- 消火栓設置事業

3-2-3 火災予防活動の充実

自衛消防隊や女性消防クラブなどの自主防災組織の育成強化を図るとともに、広報紙や消防行事などを通して、地域ぐるみで防火意識の高揚と火災予防の啓発に努めます。

（主な事務事業）

- 自主防災組織育成助成事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 防火に対する意識と知識を高め実践します。
- 消防団への理解を深めるとともに、消防団活動に協力・参加することで、地域の安全確保に努めます。

<市の役割>

- 白河地方広域市町村圏消防本部（常備消防）との連携・協力のもと、市民に対する防火意識の啓発に取り組みます。
- 消防団活動のPRを図るとともに、活動環境の整備に努めます。
- 自衛消防隊や女性消防クラブなどの育成・支援に努めながら、「地域の安全は自ら守る」という機運を高めます。

施策の名称

3-3

交通安全対策の推進

現状と課題

近年の交通事故の特徴は、20代の若者と65歳以上の高齢者の事故が増加するとともに、朝方及び夕暮時に多く発生しています。また、自動車乗員の死者のうち、その多くがシートベルト非着用です。さらに、飲酒運転やスピード違反等の悪質な運転事故も多くなっています。

これらは、高齢化社会の急速な進行、生活様式の24時間化、交通安全に対する意識の欠如、運転免許人口数や車両保有台数の増加による道路交通量の増加などが要因になっているものと考えられます。

本市においても総合的な交通安全対策を進めるにあたっては、交通事故のない社会を目指して、人優先の理念に基づき、関係機関・団体との連携を深めながら、市民一人ひとりの交通安全意識を高める必要があります。このため、歩道等の交通安全施設整備の推進や円滑・快適で安全な交通環境の整備、さらには、交通安全に向けた教育の充実や普及・啓発活動を積極的に推進していく必要があります。

また、これらの施策を推進するにあたっては、交通安全活動に対し、市民から自主的な協力を得ることや関係機関・民間団体等との連携・協力のもとに推進することが重要となります。

取組みの方向と目指す姿

交通安全に取り組む関係機関、家庭、学校、職場、企業、民間団体がそれぞれの役割を分担しながら連携を強化し、また、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において、市民が様々な形で参加、協働していくことができるよう、交通安全対策を推進します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 交通事故死者数	4人 (平成19年)	3人以下	1月から12月までの1年間に市内で起きた交通事故が原因で発生後24時間以内に死亡した人数
〔指標2〕 交通事故死傷者数	476人 (平成19年)	470人以下	1月から12月までの1年間に市内で起きた交通事故が原因で死亡、または傷害を負った人数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

3-3-1 交通安全意識の高揚

交通安全意識を高めるため、幼児から高齢者にいたるまでの段階的な交通安全教育を推進します。特に、高齢者に対する交通安全教育については、関係機関・民間団体等と連携・協力を図りながら、その充実に努めます。

また、交通安全に対する意識が、日常生活においても習慣づけられるよう、広報活動に努めます。

（主な事務事業）

- 交通安全教育の開催
- 交通安全ポスター・標語コンクールの実施
- 交通安全鼓笛パレードの実施
- 各種交通安全広報活動の実施

3-3-2 交通安全環境の整備

交通安全環境の整備を図るため、人優先の安全・安心な歩行空間の整備や道路ネットワークの整備と規格の高い道路の利用促進、交通安全施設整備事業を推進します。

また、地域住民等と一体となり、円滑・快適で安全な交通環境の整備に努めます。

（主な事務事業）

- 交通安全施設（カーブミラー、ガードレール等）整備事業
- 自転車等駐車場管理事業
- 自転車等放置防止事業

3-3-3 交通安全運動の推進

交通ルールの厳守と正しい交通マナーの定着を図るため、関係機関や民間団体と連携して、交通安全運動を推進します。

また、各季の交通安全運動の実施にあたっては、趣旨、期間、内容を周知し、市民総ぐるみの運動として展開に努めます。

（主な事務事業）

- 交通安全立哨活動
- 交通安全普及活動

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールを守り、ゆずれ合いを基本とする交通マナーの向上に努めます。

<市の役割>

- 交通安全母の会などの自主的な活動を支援し、子どもや高齢者の交通安全意識の醸成に努めます。
- 交通危険箇所の改善・改修を関係機関とともに取り組みます。

施策の名称

3-4

防犯対策・体制の強化

現状と課題

社会・生活環境が急激に変化する中であっても、本市における犯罪の発生状況は、青少年の非行も含め減少傾向にあります。しかし、依然として犯罪認知件数は年間で約1,000件近くあり、そのうち、窃盗犯が7割以上を占めており、中でも「車上ねらい」は増加傾向にあります。

近年、生活様式や価値観の多様化とともに、核家族化の進行などにより、地域社会における隣近所との結びつきが希薄になってきていることなどに起因して、防犯体制が不十分になるおそれがあることから、地域社会の防犯体制の充実や防犯意識の高揚を図る必要があります。

今後も、白河市安全で住みよいまちづくり条例に基づき、「市民生活安全会議」を開催するなど、関係機関・民間団体等との連携を強化することと、市民の自主的な結びつきを育てるなど、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域コミュニティによる防犯活動が重要となってきています。

取組みの方向と目指す姿

行政と市民が協働して、犯罪、事件等のない安全で住みよいまちづくりに関する総合的な施策について検討するとともに、地域における防犯のまちづくりを推進するため、市民が中心となり地域とかかわりを持つ防犯団体や防犯ボランティアの連携・協力による防犯対策・体制の強化に努めます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 「防犯の家」マーク交付 件数	231戸 (平成19年12月末 現在)	450戸	福島県警察本部が推進する「防犯の家」 認定件数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

3-4-1 防犯意識の高揚

県、警察、民間団体と連携し、地域や住宅等の防犯に関する参考事例をまとめたパンフレットの作成や広報紙やホームページを通じて情報の提供に努めるなど、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、町内会、学校、PTA等の要請に応じて、警察などの防犯に関する専門家による防犯活動や被害防止教育に関する講演会、研修会を開催します。

（主な事務事業）

- 「しらかわの生活安全」の活用
- 町内会連合会との連携・協力
- 防犯講演会、研修会の開催

3-4-2 防犯体制の充実

市民生活安全会議を開催し、関係機関や民間団体との連携体制の強化と、総合的かつ効果的な防犯対策について検討します。

また、地域住民が中心となった防犯団体や防犯ボランティアの組織化に取り組み、防犯体制の充実に努めます。

（主な事務事業）

- 白河市民生活安全会議との連携
- 白河市防犯協会との連携
- 子ども見守り隊への支援
- 暴排パトロール隊との連携

3-4-3 防犯施設等の整備

学校施設の改築・改修にあたっては、防犯に配慮した整備や管理を推進します。特に、通学路の安全点検を行い、地域防犯マップを作成するなど、地域の状況に応じた防犯対策を促進します。

また、道路、公園、歩道等を整備する場合は、防犯に配慮した整備や管理を推進します。

さらに、通学路、生活道路や公共施設の駐車場に照明設備の整備を推進するとともに、必要に応じて防犯カメラの設置について検討します。

（主な事務事業）

- 街路灯設置事業
- 交通安全施設（カーブミラー、ガードレール等）整備事業
- 地域防犯マップの作成

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）**<市民の役割>**

- 外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、子どもに対する防犯教育、自分自身や家族の安全など、防犯に取り組みます。
- 地域の連帯感を高め、小学校単位でのネットワークづくりと防犯パトロールなど、子どもを含めた地域見守り活動に取り組みます。

<市の役割>

- 地域が主体となった防犯活動を支援するとともに、関係機関と連携を図り、防犯体制の充実に努めます。



施策の名称

3-5

消費生活対策の充実

現状と課題

近年、消費者トラブルの急増と内容の多様化・複雑化などにより、消費者を取り巻く社会・生活環境は大きく変化するとともに、消費者の意識や企業活動にも多様な変化がみられます。また、商品の流通や金融サービスの多様化に加え、電子商取引やクレジットの普及などにより契約・決済手段も多種・複雑化しており規制緩和や情報化等は、このような状況にますます拍車をかけています。

こうした中、平成16年に施行された消費者基本法では、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念に掲げ、消費者に対して、複雑・多様化する契約社会にあっても、豊かな消費生活を実現するためには、自らが進んで必要な知識を習得するなど、自主的かつ合理的に行動することを求めています。

さらに、若年者や高齢者を狙った悪質で巧妙な犯罪も増加しており、これらの悪質商法の被害に端を発し、多重債務に陥るケースも報告されています。

このため、消費者被害の防止と消費者自立を支援するため、消費者が正しい知識を得られるよう情報の提供と意識の啓発に努めるとともに、若年者や高齢者等に広がる消費者被害の防止対策と多重債務者の対応を含め相談体制の充実を図る必要があります。

取組みの方向と目指す姿

若年者や高齢者等に広がる消費者被害の防止対策と、不利な立場におかれやすい消費者を支援するため、相談体制の充実を図るとともに、効果的な広報・啓発活動に努めます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
[指標1] 無料法律相談の開催回数	18回 (平成18年度)	24回	無料法律相談の年間の開催回数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

3-5-1 消費相談体制の充実

多様化・複雑化する消費者トラブルに適切に対応するため、無料法律相談を実施するとともに、関係団体・機関が行っている消費生活相談窓口との連絡体制を強化するなど、相談体制の充実に努めます。

（主な事務事業）

- 無料法律相談事業
- 相談窓口の紹介

3-5-2 消費者の意識・知識の啓発

市民が消費生活に関する知識を身につけ、自立した判断ができるよう、消費者団体の活動を支援するとともに、町内会連合会等と連携・協力して、被害の未然防止等に関する情報の提供に努めるなど、啓発活動を推進します。

また、広域的な対応が必要な課題については、近隣の市町村や国、県との連携・協力のもと啓発に努めます。

（主な事務事業）

- 消費者団体の育成・支援
- 町内会連合会との連携・協力

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 市民は自主的に消費生活に関する知識の習得や商品・サービスに関する情報の収集に努め、自立した消費者となるよう、自己啓発に取り組みます。

<市の役割>

- 消費者意識の啓発、消費者問題の分かりやすい情報の提供に努めながら、消費者団体の活動の支援や相談体制の充実に努めます。

